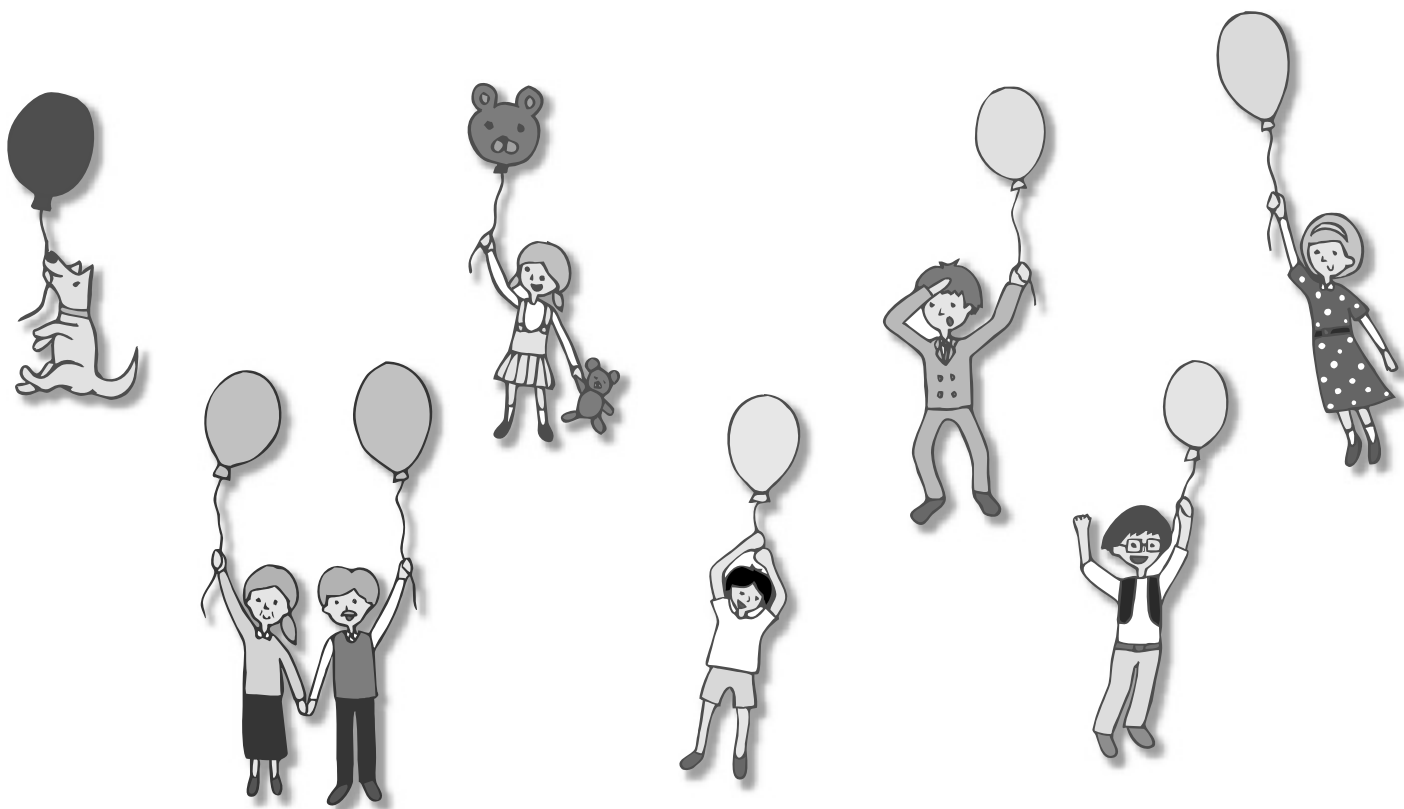


公益信託高知市まちづくりファント 助成事業

応募用紙 応募の手引



応募受付・応募内容についてのお問い合わせ先

高知市市民活動サポートセンター

〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階
Tel 088-820-1540 Fax 088-820-1665

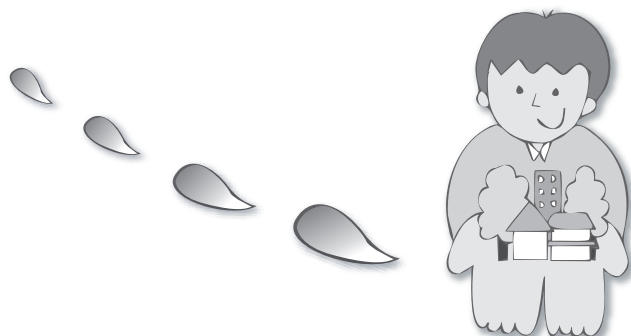
受付時間

月～金/ 10:00～21:00 土/ 10:00～18:00 (日・祝祭日は休み)

公益信託高知市まちづくりファンド助成事業 応募用紙・応募の手引き

目次

1	ファンド設定の趣旨としくみ	1
2	助成内容	2
3	助成対象	2
4	応募受付・事前説明会	3
5	審査	4
6	報告	5
7	その他	5
8	応募用紙への記入上の注意点	6
	記入例（5 活動経費）	7



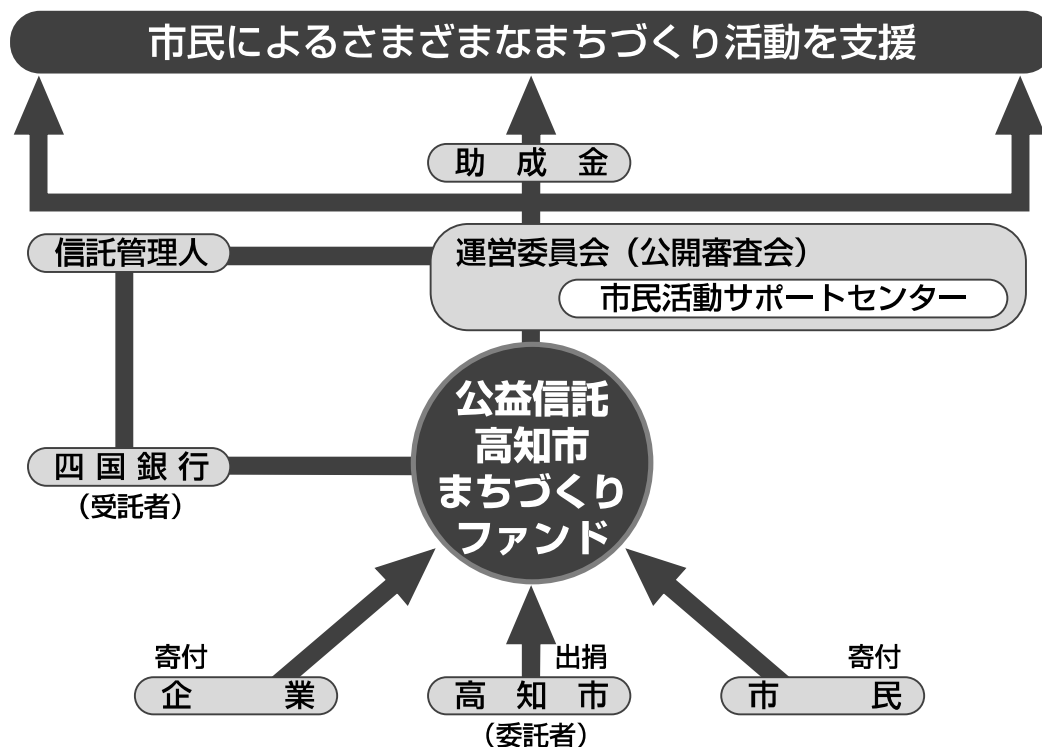
1 「公益信託高知市まちづくりファンド」設定の趣旨としくみ

市民が実際に各地域で行なっているまちづくりは、自然環境や住環境、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など幅広い分野に及び、住みやすい環境づくりや人と人との豊かな関係の構築、人づくりなど、さまざまな活動があります。近年、いろいろなボランティアや市民活動に自主的に参加する人が増え、市民自らがまちづくりの担い手となって直接行動し、参加することの意義が実感されてきています。また、専門的な分野でのNPOの活動も活発化し、NPOに対する社会的な認識も高まっています。

高知市では、平成15年4月から、「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」を施行しました。この条例では、市民の自主的なまちづくり活動を支援するしくみとして、まちづくり活動団体への助成を目的とする基金をつくることを決めました。

これによって、できたのが「公益信託高知市まちづくりファンド」です。公益信託とは、委託者が財産を一定の公益的な目的のために出損し、受託者（銀行等）がその財産を管理・運営しながら公益活動に助成する制度です。「公益信託高知市まちづくりファンド」は、まちづくりという公益的な目的のために、高知市が四国銀行に3,000万円を出損し、平成15年5月に設定しました。助成先の決定については、学識経験者や住民などで構成する運営委員会により公開審査方式で選考し、審査の透明性の確保とともに交流や学びの場としても支援します。

公益信託による基金は、市民活動の自立性を損なわず、市民・企業・行政が支えていくしくみです。市民や企業等からの寄付も募りながら、多くの人たちにまちづくりへの関心を高めてもらい、この助成制度がまちづくりに参加するきっかけとなって、裾野を広げていくことができるよう、市民の自主的なまちづくり活動をサポートしています。



2 助成内容

1 コース別の助成内容

自然環境の保全や住環境の整備、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など住みやすい環境づくり及び人と人との豊かな関係性の構築や人づくりなど、高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために行うまちづくり活動を対象とします。

●「まちづくりはじめの一步」コース

まちづくりへの参加の第一歩を踏み出そうとしている市民団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない市民団体の活動を支援します。このコースの助成は、1団体1回のみとします。

助成金額	定額5万円(事業費総額が5万円未満の場合は、全額助成)
選考方法	運営委員による書類審査により選考し、結果は公開審査会で発表します。公開審査会への出席をもって、助成が決定します。

●「まちづくり一歩前へ」コース

市民団体が継続して行うまちづくり活動を支援します。「まちづくりはじめの一步」コースの助成を除いて、1団体3回まで助成を受けることができます。

助成金額	総事業費の3/4以内で、上限30万円
選考方法	応募団体は公開審査会で、活動内容について模造紙1枚(たて)にまとめて発表していただき、運営委員による公開の審査により決定します。

2 助成総額

2コース合わせて、総額300万円を予定しています。

3 助成対象

1 対象となる活動

自然環境の保全や住環境の整備、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など、さまざまな分野のまちづくり活動を対象とします。

ただし、次の活動は対象外とします。

- ・ 営利を目的とする活動、宗教的活動および政治的活動。
- ・ 市の制度で補助金等の助成を受けている活動。ただし、これらの助成を受けている団体が行う活動でも目的の異なる活動や他団体との協働で行う活動は対象とします。
- ・ 高知県や国、財団等の制度による助成との併用は、基本的には可能としますが、高知県が設定している「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」の助成を受けている事業は対象としません。
- ・ 祭りなどのイベント事業については対象とならない場合があります。ただし、活動の発表の場となるシンポジウムのものや、事業の一環として活動の効果・広がりを高めていくイベントは対象とします。

詳しくは、高知市市民活動サポートセンターまでお問い合わせください。

2 対象となる団体

活動拠点が高知市内にある構成員3名以上の団体で、そのうち1/3以上が高知市民である団体。この場合の高知市民とは、高知市に居住している人だけでなく、通勤または通学している方も含みます。

3 対象となる事業経費

会議費、通信費、印刷費、旅費(国内旅費のみ)、謝金など活動に必要な事業費を対象とします。なお、運営費(人件費や事務局の維持管理費等)は対象になりません。

4 事業期間 8月1日～翌年7月31日

4 応募受付・事前説明会

1 応募受付

所定の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、下記の高知市市民活動サポートセンターまでご持参または郵送(消印有効)してください。ファックスによる受付は行っておりません。

2 事前説明会

ファンドを受けるにあたっての、必要事項や要点等について、説明させていただきます。また、相談にも応じます。期間中2回開催予定ですので、応募される団体は、ぜひ参加してください。

【日程】 ※下記日程のいずれか

2012年5月11日(金) 19:00~20:30

5月13日(日) 14:00~15:30

(要申込) 高知市市民活動サポートセンター TEL: 088-820-1540

応募受付期間 4月20日(金)~6月7日(木)

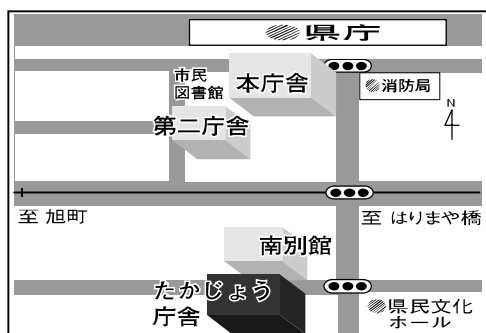
3 応募受付および問い合わせ先

高知市市民活動サポートセンター

〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階
Tel 088-820-1540

受付時間

月~金/ 10:00 ~ 21:00 土/ 10:00 ~ 18:00 (日・祝祭日は休み)



5 審 査

1 公開審査会

「公益信託高知市まちづくりファンド」の運営委員が、応募団体の参加のもとで公開審査を行い、助成先および助成金額を決定します。公開審査会では、運営委員による活動に関する助言なども行います。また、会場内に、プレゼンテーション(発表)で使用した模造紙を提示し、活動団体間の交流も行います。

公開審査会は、応募団体に限らず、どなたでも参加できます。「公益信託高知市まちづくりファンド」の助成趣旨や審査基準などを知るよい機会ですので、多くの方の参加をお待ちしています。

※開催日時・会場につきましては、別紙をご覧ください。

(1) 審査方法

●「まちづくりはじめの一步」コース

事前に書類審査をし、公開審査会で結果を発表します。

●「まちづくり一歩前へ」コース

応募団体は、公開審査会で活動の目的や企画内容を模造紙1枚(たて)に記入して、3分間でプレゼンテーション(発表)を行っていただき、運営委員による質疑や協議を経て、助成先および助成金額を決定します。発表の仕方(プロジェクター等の利用)や発表者の人数は自由です。

(2) 審査基準

「公益信託高知市まちづくりファンド」の運営委員は、次の点を重視して審査を行います。

- | | |
|--------------|--|
| ①活 動 の 独 創 性 | 他にない新しい発想や視点、内容、方向性があるか。ユニークさや工夫、新しいアイデアがあるか。 |
| ②今 後 の 発 展 性 | 今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。 |
| ③活 動 の 実 現 性 | ネットワークや組織の活発さなど、団体の遂行能力が高いか。実現性の高い計画か。 |
| ④費 用 の 妥 当 性 | 自己資金の準備など予算の見積りが的確か。助成効果が高い活動であるか。団体が資金管理ができる体制であるか。 |
| ⑤プレゼンテーション力 | わかりやすさやユニークさが感じられるか。団体の活動に対する意欲が感じられるか。 |

(3) 「公益信託高知市まちづくりファンド」の運営委員(審査員)

運営委員(審査員)は、5~10名の学識経験者や住民などで構成され、任期は2年です(ただし、再任は妨げないものとします)。

※運営委員(審査員)につきましては、別紙をご覧ください。

2 助成金の給付

助成が決定した団体には、決定後1週間以内に四国銀行から助成金を給付します。

6 報 告

1 中間発表会・最終発表会への参加

助成を受けた団体は、中間発表会・最終発表会で、活動内容の発表をしていただきます(発表会で配布するための資料を事前に提出していただきます)。

発表会は、助成を受けたそれぞれの団体が、活動の問題点や課題を話し合うお互いの情報交換の場とします。また、他の団体の活動方法を学習することによって、今後の活動を充実させるための機会です。また、まちづくりの知識や経験の豊富な運営委員による情報提供や助言を受けることができます。

発表会へは、助成団体に限らず、どなたでも参加できます。交流会も実施していく予定です。まちづくりに関心のある方、自分でも何かやってみたい方など、ぜひお気軽にご参加ください。

2 活動報告

所定の「最終活動報告書」(後日お渡しいたします)を提出していただきます。

7 その他

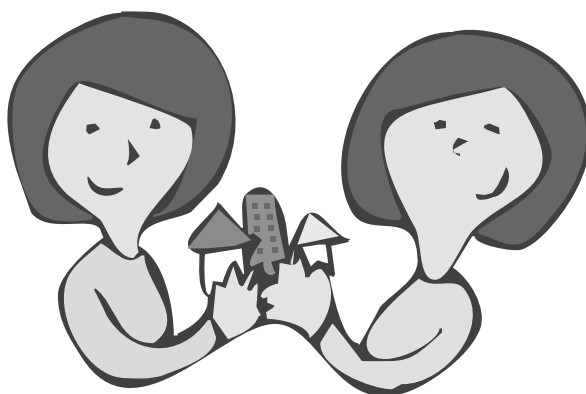
1 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

- ①助成対象となる活動が行えなくなったとき
- ②助成対象の要件を欠いたとき
- ③相当の理由がなく活動の内容と応募内容が著しく異なったとき

2 事業内容の変更

事業内容に大幅な変更がある場合は、事前に高知市市民活動サポートセンターまでご相談ください。



8 応募用紙 への記入上の注意点

1 応募団体

- 「応募用紙」は、公開審査会当日の資料となります。団体・グループと代表者の氏名は、公開となりますが、住所や電話番号等については右端のチェック欄に公開・非公開を記入してください。なお、受付時のヒアリングで再度確認させていただきます。
- 「連絡責任者」に記入がある場合は、今後の連絡はすべてこちらにさせていただきます。
- 団体の構成員については、高知市民(高知市に居住、通勤または通学している人)が必ず構成員の1/3以上であることが必要です。また、応募用紙4頁 **(1) 応募団体の名簿**の合計人数と合致するようにしてください。

2 活動のテーマ・タイトル

応募する活動に「タイトル」をつけるつもりで、簡潔にまとめてください。

3 希望コース

- 希望するコースのどちらか1つに、希望する助成金額を記入してください。
- 希望する助成金額と応募用紙3頁 **(1) 収入内訳の高知市まちづくりファント助成金(申請額)**の金額が合致するようにしてください。

4 事業の目的・具体的な効果・内容・実施時期

- 応募団体の活動の視点や方向性などを判断する材料となりますので、わかりやすく記入してください。
- (3) 内容**に記載している活動項目が、**(4) 実施時期**で確認できるように記入してください。
- (4) 実施時期**については、応募事業に関連して既に行った実施内容があれば、それも含めて記入してください。

5 活動経費

- 次ページの記入例を参考にしてください。
- (1) 収入内訳**と**(2) 支出内訳**の計が合致するようにしてください。
- 高知市まちづくりファント助成金額(申請額)は、「まちづくりはじめの一步コース」では5万円以内、「まちづくり一歩前へコース」では30万円以内で**(2) 支出内訳**の合計額の3/4以内となるようにしてください。

6 団体の活動体制 (この内容は、資料として公開しません。)

この内容は、資料として公開しません。貴団体の活動人員や活動体制を把握するための資料となりますので、ご記入ください。

(1) 活動団体の名簿について

- ・活動の中心になる方を10名まで記入してください。必ずご本人に確認のうえ記入してください。
- ・他に所属している活動団体や職業などの欄は、今回応募する団体以外の活動団体などに所属している場合に記入してください。
- ・職業、性別、年代については、差し支えない範囲で記入してください。

注意：応募用紙は、高知市市民活動サポートセンターのホームページからも入手できます。ホームページから「応募用紙」を入手した方は、項目や記入欄の大きさなど様式の変更はしないようにお願いします。
(ホームページアドレス：<http://www.kochi-saposen.net/task/task-06/cat102/>)

活動経費

記入例

(1) 収入内訳

項目には助成金・寄付・会費・参加費・印刷物販売・自己負担などを記入してください。本ファンド以外に県・市の補助金や財団等の助成を受ける予定がある場合も記入してください。 単位：円

項目	金額	内訳
高知市まちづくりファンド助成金 (申請額)	※② 300,000円	※助成金額は1,000円未満の端数を切り捨てて算出し、記入してください。
学習会開催収益金	100,000円	参加者25人×参加費1,000円×4回
会費	100,000円	会員20人×会費5,000円
計	※③ 500,000円	

*助成金額は、1,000円未満切り捨ててご記入ください。

(2) 支出内訳

単位：円

項目	金額	助成 ※④	内訳 ※④
(1) 謝金	60,000円	○	学習会講師料(15,000円×4回=60,000円)
(2) 旅費 (国内旅費のみ)	20,000円		調査活動旅費(2,000円×10回=20,000円)
(3) 会場費	108,000円	○	定例会場貸室代(4,000円×12ヶ月=48,000円) 学習会場貸室代(15,000円×4回=60,000円)
(4) 飲食費	2,400円		お茶(600円×4回=2,400円)
(5) 複写費・印刷費 (資料印刷代など)	170,000円	○ ○ ○	学習会資料作成費 50,000円 調査資料作成費 50,000円 まちづくりニュース印刷費(5,000円×4回=20,000円) 調査資料印刷費 50,000円
(6) 通信費 (電話代・切手代など)	35,600円	○	ニュース送付(100人×80円×4回=32,000円) 電話代 4,000円(300円×12ヶ月=3,600円)
(7) 消耗品費	30,000円	○ ○	文具 20,000円 コピー用紙 10,000円
(8) その他経費	74,000円		調査活動報告書製本 44,000円 写真現像代 10,000円 PR・看板作成費 20,000円
計	※③ 500,000円		

※②高知市まちづくりファンド助成金(申請額)は応募用紙1の3 希望する助成金額と合致するようにしてください。

※③(1)収入内訳と(2)支出内訳の計が合致するようにしてください。

※④内訳のうち、このファンドで支出するものに○印を付けてください。